

福島県栄養士会無料職業紹介事業運営規程

(平成29年8月1日制定)

(令和4年9月10日改定)

〈 総 則 〉

- 1 この規程は福島県栄養士会定款第4条（5）に基づき実施する。無料紹介事業に関し、必要な事項を定める。
- 2 本所の業務の運営に関する規程は以下のとおりであるが、本所の業務は、すべて職業安定法関係法令及び通達に基づいて運営される。

第1 求 人

- 1 本所は、福島県内に事業所が設置されている求人者からの管理栄養士・栄養士の職業に関し、いかなる求人の申込みについてもこれを受理する。
ただし、その申込みの内容が法令に違反したり、賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不相当である場合には受理しない。
- 2 求人の申込みは、求人者又はその代理人が直接来所し、所定の求人票により、申込む。ただし、直接来所できない場合は、郵便、電話、ファックス又は電子メールでも差し支えない。
- 3 求人申込みの際には、業務内容、賃金、労働時間、その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用により明示する。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用による明示ができない場合は、当該明示すべき事項をあらかじめこれらの方法以外の方法により明示する。

第2 求 職

- 1 本所は、管理栄養士・栄養士から福島県内に事業所が設置されている求人者への求職については、いかなる求職の申込みについてもこれを受理する。
ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合には受理しない。
- 2 求職申込は、本人が直接来所し、所定の求職票により申込む。ただし、直接来所できない場合は、郵便、電話、ファックス又は電子メールでも差し支えない。
- 3 常に、日雇的又は臨時的な労働に従事することを希望される方は、本所に特別の登録をしておき、別に定める登録証の提示によって、求職申込みの手続きを省略することができる。

第3 紹 介

- 1 求職者の方には、職業安定法第2条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、その御希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう極力お世話する。
- 2 求人の方には、その御希望に適合する求職者を極力お世話する。
- 3 紹介に際しては、求職の方に紹介において従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付又は希望される場合には電子メールの使用により明示する。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用による明示ができない場合は、あらかじめそれらの方法以外の方法により明示を行う。
- 4 いったん求人、求職の申込みを受けた以上、責任をもって紹介の労をとる。
- 5 本所は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は作業閉鎖の行われている間は求人者に紹介をしない。

第4 そ の 他

- 1 本所は、職業安定機関及びその他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、当該事業に係る求職者等からの苦情があった場合は、迅速、適切に対応する。
- 2 雇用関係が成立した場合、求人者、求職者両方から本所に対して、その報告をする。
また、紹介されたにもかかわらず、雇用関係が成立しなかった場合にも同様報告する。
- 3 本所は、求職者又は求人者から知り得た個人情報は個人情報適正管理規程に基づき、適正に取り扱う。
- 4 本所が広告等により求人等に関する情報を提供するときは、当該情報について虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示は行わない。また、当該情報について正確かつ最新の内容を保つために、求人者、求職者等から当該情報について提供の中止の申し入れ、あるいは内容の訂正の依頼、本所が当該情報の正確性や最新性に欠くと客観的に判断した場合は遅滞なく対応するとともに、求人者又は求職者に対して定期的に当該情報が最新なものか否かを確認すること、また当該情報がいつの時点のものなのかを明らかにするための措置を講じる。
- 5 本所は、求職者又は求人者に対し、その申込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取り扱いは一切しない。
- 6 本所の取扱職種範囲は、職業については管理栄養士・栄養士として、地域については福島県内に事業所が設置された事業主からの求人に限ることとする。
- 7 この規程の変更は、理事会の決議を経る。